

第2回事務所職員講習会

事務所職員を対象とした講習会を2日間の日程で次のとおり開催いたします。職員を対象とした講習会ですので、会員の受講はご遠慮くださいますようお願いいたします。

■令和5年9月7日（木）午前10時～午後4時

【テーマ】法人の租税実務に焦点を当てた税務会計

【講師】税理士 苅米 裕 氏

【講師より】租税実務では、租税の基本原則について、十分な理解ができないまま日常の処理が行われていると思います。この状況は、自己解決ができない要素になり、ミスを誘引する等、スムーズな実務処理を阻害する要因となってまいります。そこで、本講習会では、理論的領域である租税の基本原則について、実践面を考慮しながら伝達した上で、税務判断の検討方法を示唆するため、自己解決のために必要となる類似事例のサーチ方法・税務事例に係る判決文の読み取り方から、日常業務にフィードバックするための対応処理などの説明を行いたいと思います。

【主な内容】Ⅰ 租税の基本原則と税務会計

1. 知っておきたい税金のはなし
2. 法人税の課税所得計算と企業会計に関する話題はタップリ

Ⅱ 益金の額と収益計上時期～損金の額への派生

1. 無償譲渡について考えること
2. 損害賠償金その他収益計上は悩みの種

Ⅲ 交際費等課税制度と事例検討

1. 交際費等と福利厚生費は背中合わせ
2. 交際費等をめぐる税務事例からターゲットを絞る

Ⅳ 法人税と消費税の関連性

1. 益金と資産の譲渡等の認識時期の違い
2. 法人税から派生する消費税の注意点など

■令和5年9月8日（金）午前10時～午後4時

【テーマ】最終点検！法人版事業承継税制の特例措置

（非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例措置）

～特例承認計画提出期限（令和6年3月31日）迫る

【講師】税理士 大畑 智宏 氏

【講師より】令和9年12月末までの贈与及び相続において法人版事業承継税制の特例措置（以下「特例措置」）の適用を受ける場合には、適用会社が特例承認計画を作成、認定経営革新等支援機関（商工会、商工会議所、金融機関、税理士等）が所見を記載し、これを令和6年3月31日までに都道府県庁に提出し確認を受けなければなりません。特例措置の適用を受けるためには、必ず特例承認計画の提出が必要です。クライアントに係る自社株式の株価が高く、株式の贈与又は相続による承継に多額の納税が伴う場合には、特例措置の適用を検討する必要があります。本研修では、どのような会社に適用させるかという選定基準、特例措置の要件等の内容、特例承認計画書の記載例、さらに税務署等に対し必要な手続き等を

網羅して解説します。特例措置の全般をゼロから説明しますので、初心者の方も安心して受講していただけます。

【主な内容】 1. 特例措置適用会社の選定基準

2. 特例措置の内容（対象会社、贈与者・被相続人等の要件、受贈者・相続人等の要件など）

3. 特例措置に係る手続き（都道府県庁知事、税務署に対する手続）

4. 非上場株式等の承継に係る法務等

【場 所】 有楽町朝日ホール（千代田区有楽町 2-5-1 有楽町マリオン 11 階）

【受講料】 9月7日（木）、8日（金）の2日間で1名につき6,000円

【申込締切】 8月31日（木）ただし、締切日前に定員（先着順 630名）に達したときは、その日を締切日といたしますので、ご容赦ください。

【申込方法】 1. 申込書に記入のうえ、東京税理士協同組合あてに FAX または本組合ホームページよりお申込みください（※申込書記載事項等の個人情報は、当講習会のみ利用いたします）。

2. 申込みを受付後、**2週間程度**で仮受付確認書を FAX いたしますので、その書面に従い、本組合指定口座に受講料をお振込みください。仮受付確認書が届かない場合は、お手数ですが本組合までお問い合わせをお願いいたします。また、定員に達している場合は、その旨お知らせいたします。

3. 入金確認後、申込者に「受講票」を**開催日約2週間前**から郵送いたします。

お申込み・お問い合わせ先

①FAX でお申込みの方は、《講習会申込書》にご記入のうえお申込みください。

FAX : 03-3341-7189（研修会専用回線）

②本組合ホームページからもお申込みいただけます。ぜひご利用ください。

<https://www.tozeikyo.or.jp/>

③お問い合わせ先：東京税理士協同組合 購買事業課 TEL 03-3354-6141

